

参考資料

1. 盛岡市緑のまちづくり会議設置要領

盛岡市緑のまちづくり会議設置要領

(設置)

第1 都市公園法第17条の2に基づく協議会として、盛岡市緑のまちづくり会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 盛岡市緑の基本計画に関すること。
- (2) 公募設置管理制度等の事業審査に関すること。
- (3) その他都市公園の利用者の利便の向上に関すること。

(組織)

第3 会議の委員は市長が委嘱する。

2 会議は、委員11名以内をもって構成する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5 会議に座長及び副座長を置き、委員の互選とする。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第6 会議は、市長が招集する。

(関係者の出席)

第7 座長は、必要があると認めるときは関係職員等、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8 会議の庶務は、盛岡市都市整備部公園みどり課において処理する。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は会議の議決をもって定める。

付則

この要領は、平成30年5月30日から実施する。

なお、平成23年10月5日から実施している盛岡市緑の基本計画策定(改訂)懇話会要領は廃止する。

2. 委員名簿

(50 音順：敬称略)

氏 名	役 職 名 等
赤 坂 環	観光企画（まちの編集室）
大 瀧 英 知	景観（総合設計研究所東北事務所長）
金 沢 滋	商工（岩手・木質バイオマス研究会顧問）
木 村 敦 子	デザイン（岩手アートディレクターズクラブ会員）
渋谷 晃太郎	学識経験者（岩手県立大学）
高 濱 康 亘	公園管理者（都市整備部長）
中 村 正	環境（岩手県自然保護協会常務理事事務局長）
広 田 純 一	学識経験者（岩手大学）
八重樫 信 子	公園活性化交流広場
若 菜 千 穂	市民団体（いわて地域づくり支援センター事務局長）

3. 計画改定の経過

日程	会議等
令和 元 年 8 月 1 日	第 1 回盛岡市緑のまちづくり会議
令和 元 年 11 月 15 日	第 1 回庁内ワーキンググループ
令和 2 年 3 月 6 日	第 2 回盛岡市緑のまちづくり会議
令和 2 年 5 月 11 日～20 日	市民アンケート実施
令和 2 年 6 月 25 日	第 2 回庁内ワーキンググループ （新型コロナウイルスの影響によりメール対応）
令和 2 年 7 月 17 日	第 3 回盛岡市緑のまちづくり会議
令和 2 年 10 月 6 日	第 4 回盛岡市緑のまちづくり会議
令和 2 年 11 月 2 日	政策形成推進会議
令和 2 年 11 月 9 日	庁議
令和 2 年 11 月 24 日	盛岡市議会全員協議会
令和 2 年 11 月 26 日	盛岡市都市計画審議会
令和 2 年 12 月 4 日～23 日	パブリックコメント
令和 2 年 12 月 21 日	市民に向けた説明会（プラザおでって）
令和 2 年 12 月 22 日	市民に向けた説明会（都南公民館）
令和 2 年 12 月 23 日	市民に向けた説明会（渋民公民館）
令和 3 年 1 月 日	第 3 回庁内ワーキンググループ
令和 3 年 2 月 3 日	第 5 回盛岡市緑のまちづくり会議

4. 用語解説

—あ—

ウエイトバック集計

/うえいとばっくしゅうけい

回収されたサンプル（標本）を母集団の構成に合わせて集計する方法のこと。

A I（人工知能）技術

/えーあい（じんこうちのう）ぎじゅつ

人間の知的能力をコンピュータ上で実現する、様々な技術・ソフトウェア・コンピュータシステムのこと。

S N S / えすえぬえす

Social Networking Service の略。Web 上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。

N P O / えぬぴーおー

Non Profit Organization（民間非営利組織）の略。営利を目的とせず、公益的な活動を行う民間組織のこと。

オープンスペース/おーぷんすぺーす

公園、広場、河川、湖沼、農地など、建物の建っていない土地の総称のこと。

—か—

街区公園/がいくこうえん

主に街区内に居住する人が使うことを目的とした公園のことで、1箇所当たり面積 0.25ha を標準とする。

開発行為/かいはつこうい

建築物の建築または、特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

街路樹設置基準/がいろじゅせっちきじゅん

盛岡市が独自に街路樹設置についての一般的技術的基準を定め、合理的な計画、設計、施工管理を行うのに資するとともに、地域住民の良好な生活環境の形成と緑化の推進を図ることを目的として作成した基準のこと。

環境保護地区/かんきょうほごちく

「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」に基づき、「住民の保健及び休養のため又は都市景観上保護することが必要な緑地」を趣旨として指定された地区のこと。

近隣公園/きんりんこうえん

主に近隣に居住する人が使うことを目的とした公園のことで、1箇所当たり面積 2 ha を標準とする。

クールスポット/くーるすぽっと

夏の暑さを忘れられるような、身近で涼しく過ごせる空間・場所のこと。

国指定史跡/くにしていしせき

文化財の種類の一つである記念物のなかで、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡に該当するものの中から、歴史上または学術上価値が高いと認められ保護が必要なものについて、国が指定を行ったもの。

クラウドファンディング/くらうどふあん でいんぐ

インターネットを介して不特定多数の人が他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うこと。

グラウンドワーク/ぐらうんどわーく

パートナーシップによる地域での実践的な環境改善活動のこと。地域を構成する住民、企業、行政の三者が協力して専門組織（グラウンドワークトラスト）を作り、身近な環境を見直し、自らで地域の環境を改善していくもの。

グリーン・ツーリズム/ぐりーん・つーりずむ
緑豊かな農山村地域に滞在して農林業体験や
その地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交
流を通じて楽しむ滞在型余暇活動のこと。

グリーンプロット/ぐりーんぷろっと
本市独自の緑地で、まちかどに潤いを与える 30
～50 m²程度のスポット的な緑地のこと。

景観法/けいかんほう
日本の都市、農山漁村等における良好な景観の
形成を促進するため、景観計画の策定その他の施
策を総合的に講ずることを定めた法律のこと。

景観重要樹木/けいかんじゅうようじゅもく
樹形に優れ地域のシンボリックな存在として市
民に親しまれ、地域の景観形成を図るうえで重
要な樹木として、景観法に基づいて指定されたもの。

公園活性化プラン/こうえんかっせいかぶらん
公園の利活用を促進するため、市民や事業者の
皆さんの「やってみたい」「できたらいいな」とい
うプランを募集し、実現を支援する事業のこと。
毎年公募。

公園愛護会/こうえんあいごかい
町内会を中心として、本市の公園などの緑化活
動を行う団体のこと。清掃活動や草取りなどの公
園の日常管理のほか、公園遊具の安全利用や公園
マナー向上のための啓発活動などを行っている。

公園施設長寿命化計画
/こうえんしせつちょうじゅみょうかけいかく
地方公共団体が管理する都市公園の公園施設
について、安全性の確保やライフサイクルコスト
縮減の観点から、予防保全的管理による長寿命化
対策を含めた計画的な改築などの取り組みを推
進するための計画のこと。

公募設置管理制度 (P a r k - P F I)
/こうぼせっちかんりせいど(ぱーくぴーえふあい)
飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資す
る公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる
収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公
園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等
を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこ
と。

国土形成計画/こくどけいせいけいかく
国土形成計画法に基づき、国土の自然的条件を
考慮し、日本の経済、社会、文化等に関する施策
の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推
進するために定められる総合的かつ基本的な計
画のこと。

国土利用計画盛岡市計画
/こくどりようけいかくもりおかしけいかく
本市の目指す将来像の実現のため、市土の総合
的、計画的な土地利用を進める上での指針となる
計画のこと。

—さ—

サウンディング調査/さうんでいんぐちょうさ
市有地などの有効活用に向けた検討にあたり、
活用方法について民間事業者から広く意見、提案
を求め、市場性等を把握する調査のこと。

里山/さとやま
山などの大自然と人間の暮らしの間にある自
然の風景。田圃、雑木林、小川など、昔からある
日本の田舎の美しい場所のこと。

史跡/しせき
遺跡のうち、その地域の歴史を語る上で重要で
あると国または地方公共団体によって指定され
たもの。

史跡盛岡城跡植栽管理基本計画

/しせきもりおかじょうあとしよくさいかんり
きほんけいかく

盛岡城跡を次世代に良好な状態での遺産として引き継ぐために、城跡内外の植栽について具体的に、かつ適切な管理基準を定めた計画のこと。

史跡盛岡城跡整備基本計画

/しせきもりおかじょうあとせいびきほんけいかく

史跡盛岡城跡保存管理計画において示された保存・整備・活用の基本方針に基づき、本市を代表する歴史遺産として、市民の憩いの場、中心市街地の核となる地域資源としての活用を推進するための整備の基本方針を定めた計画のこと。

自然環境調査/しぜんかんきょうちょうさ

植物、野生動物、地形・地質・自然現象などの希少性、固有性、特異性という視点から、すぐれた自然がどこにどのような状態で残されているかを把握する目的で実施される調査で、自然環境保全施策の基礎資料として、本市では、これまで4回にわたって実施している調査のこと。

指定管理者制度/していかんりしゃせいど

地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社、営利企業NPO法人・市民グループなどに包括的に代行させることができる制度のこと。

指定緊急避難場所

/していきんきゅうひなんばしょ

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害対策基本法施行令で定める基準に適合する施設又は場所を同令で定める異常な現象の種類ごとに指定されたもの。

視点場/してんば

景色などを見る場所のこと。

市民農園/しみんのうえん

区画された場所を市民に貸し出して菜園や花畑などとして利用してもらう農園のこと。

社寺林/しゃじりん

神社や寺院の境内地にある樹木や周辺の森や林のこと。古くから保存されてきた「鎮守の森」のことであり、かつてのその地域の自然をうかがい知ることができる。

住区基幹公園/じゅうきかんこうえん

主に歩いて行ける範囲の、居住者の安全、かつ健康的な生活資料、休養やレクリエーションの場として利用される公園のことで、街区公園・近隣公園・地区公園などが区分されている。

—た—

地域制緑地/ちいきせいりよくち

風致地区や環境保護地区など、一定の土地の区域に対して指定し、その土地利用を規制することで、良好な自然的環境などの保全を図ることを目的とした制度の総称のこと。

地球温暖化対策計画

/ちきゅうおんだんかたいさくけいかく

地球温暖化対策の計画的な推進を図るため、地球温暖化対策法に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画のこと。

地区公園/ちくこうえん

主に徒歩圏内に居住する人が使うことを目的とした公園のことで、誘致距離1kmで1箇所当たりの面積4haを標準とする。

都市公園/としこうえん

「都市公園法」に定義される公園の分類のこと。地方公共団体が都市計画施設として設置する公園緑地、都市計画区域内に設置する公園緑地、国が設置する公園緑地を含めたものを言う。

都市公園ストック/としこうえんすとおく

公園内にある遊具などの施設のこと。

都市公園法/としこうえんほう

都市公園の設置と管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達をはかり、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律のこと。

都市緑地/としりょくち

主に都市の自然環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るため、設けられている緑地のことで、1箇所当たりの面積0.1ha以上を基準とする。

都市緑地法/としりょくちほう

良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律のこと。

土地区画整理事業/とちくかくせいりじぎょう

道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。

—は—

花と緑のガーデン都市づくり

/はなとみどりのがーでんとしづくり

本市の姉妹都市で、花の町として世界的に有名なカナダのビクトリア市で親しまれているハンギングバスケットを用いて、市民、事業者、行政の協働により、花と緑があふれるまちづくりに取り組み、盛岡らしい花と緑の文化を創出するために推進している事業のこと。

ハンギングバスケット/はんぎんぐばすけっと

イギリスで始まった歴史ある装飾園芸の技法で、草花を籠などに植えつけて、壁に掛けたり、吊るしたりして楽しむ花装飾のこと。

PFI制度/ぴーえふあいせいど

Private Finance Initiative の略。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る制度のこと。

ヒートアイランド現象

/ひーとあいらんどげんしょう

都市部の気温がその周辺の郊外部に比べて高温を示す現象のこと。

風致地区/ふうちちく

都市計画法上に定められ、都市の自然景観やこれと一体となった史跡・名勝、緑豊かな市街地などの良好な環境を保全するために指定される地域のこと。

ふるさと納税/ふるさとのうぜい

任意の自治体に寄付ができ、その寄付金額を現に居住する地方公共団体へ申告することにより寄付分が控除できる制度のこと。

保護庭園/ほごていえん

「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」に基づき、「環境保護地区の緑地に準ずる機能を有する庭園又は屋敷林」を趣旨として指定された庭園のこと。

—ま—

未開設公園/みかいせつこうえん

公園として用地を確保したものの、財源不足により整備ができず、供用できていないもの。

緑のまちづくり補助金制度

/みどりのまちづくりほじょきんせいど

道路に面する住宅の敷地内で、住宅の所有者などが生け垣または通りの木を植栽する場合に要する樹木の購入経費に対し、補助金の交付をする制度のこと。

もりおか公園活性化交流広場

/もりおかこうえんかっせいこうりゅうひろば
岩山公園・高松公園・中央公園・盛岡城跡公園において、公園の利活用に関心を持つ市民・団体が交流しながら、新しい利活用方法を話し合い、実践する場のこと。随時実施。

盛岡市環境基本計画

/もりおかしかんきょうきほんけいかく
盛岡市環境基本条例において規定した基本理念の実現を目指し、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定した計画のこと。

盛岡市景観計画/もりおかしけいかんけいかく

盛岡市景観条例とともに、都市景観形成ガイドラインの理念である「市民とともに考え、ともに歩む～盛岡方式」をさらに発展させ、新たな都市の変化に対する景観的課題の顕在化、市民の景観に対する新たな意識の高まりに対応し次世代に継承できる景観からのまちづくりを実現するため、本市の景観政策の充実と向上を図り、盛岡固有の景観を守り、創り、育てることを目的として策定した計画のこと。

盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例

/もりおかししぜんかんきょうおよびれきしてきかんきょうほぜんじょうれい
現在から将来にわたり、優れた自然環境と長い伝統に育まれた歴史的環境が調和する個性豊かな都市環境を保全しつつ、創出するために定められた条例のこと。

盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画

/もりおかししぜんかんきょうおよびれきしてきかんきょうほぜんけいかく
盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画に基づき、自然環境等の保全に関する施策をまとめた計画のこと。盛岡市環境基本計画を上位計画とし、自然環境分野の具体の行動計画であり、市の生物多様性地域戦略を担う計画。

盛岡市森林整備計画

/もりおかししんりんせいびけいかく
地域森林計画の対象となる民有林を所有する市町村が5年ごとに作成する10年間の計画であり、市における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林などの森林施業に関する指針などを定めるもので、適切な森林整備を推進することを目的とした計画のこと。

盛岡市総合計画/もりおかしそごうけいかく

人口減少や少子高齢化社会の進行、東日本大震災を契機とした安全・安心に対する意識の高まりなど、社会情勢の変化などを見据え、長期的な観点に立った、市のまちづくりの指針となる計画のこと。

盛岡市地域防災計画

/もりおかしちいきぼうさいけいかく
災害対策基本法の規定に基づき、市域ならびに市民の生命、身体および財産を災害から保護し、また、被害を最小限に軽減して、住民生活の安定と秩序の維持に努めるとともに、公共の福祉に役立てることを目的として盛岡市防災会議が策定した計画のこと。

盛岡市都市計画マスタープラン

/もりおかしとしけいかくますたーぷらん
都市計画法第18条の2の規定に基づき、望ましい都市像をまちづくりの目標として明確にし、この目標の実現に向けて、都市計画の諸施策を総合的かつ体系的に展開していくため、市民参加のもとに策定する将来のまちづくりへ向けた基本方針を定めた計画のこと。

盛岡市農業振興地域整備計画

/もりおかしのうぎょうしんこうちいきせいびけいかく
「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に基づき策定する計画で、農業の振興を図るべき地域を定め、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施することを目的として策定した計画のこと。

盛岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例

/もりおかしふうちくないにおけるけんちくとうのきせいにかんするじょうれい

都市計画法に基づき、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の規制に関して定めた条例のこと。

もりおか park talk/もりおかパークトーク

様々な分野で活躍されているゲストを招いて、話を聞いたり、参加者同士で情報交換ができた場のこと。年に数回開催。

—や—

ユニバーサルデザイン/ゆにばーさるでざいん

文化・言語・国籍、老若男女といった違い、障害・能力を問わずに誰もが利用することが出来る施設・製品などのデザインのこと。

—ら—

緑化重点地区/りよくかじゅうてんちく

緑の保全、整備、創出などの施策を重点的に推進する地区のこと。

緑被率/りよくひりつ

市域や特定区域に占める緑被地の割合のこと。「緑被地」とは、樹林地、田、畑、などの土地を総称している場合と、樹木、芝、草花などで覆われた土地の部分のみをいう場合がある。

—わ—

ワークショップ/わーくしょっぷ

主題を決め、参加者が知識を分け合う研究集会のこと。

ワークライフバランス/わーくらいふばらんす

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

5. グリーンインフラについて（出典：国土交通省 HP より抜粋）

【概要】

- 「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境（緑、水、土、生物等）が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。
- 気候変動に伴う自然災害の頻発・激甚化，人口減少・少子高齢化の進展に伴う管理放棄地や低未利用地の増加，国際的な都市間競争の激化といった様々な課題への対応が急務であり，グリーンインフラは課題解決の手法である。
- 官民連携・分野横断によりグリーンインフラを推進し，持続可能で成長力の高い都市の形成や地方創生を実現する。

【グリーンインフラの取り組み事例】

- ①雨水の貯留・浸透による防災・減災気候変動への対応
- ②戦略的な緑・水の活用による豊かな生活空間の形成
- ③豊かな自然環境・景観の保全生態系ネットワークの形成
- ④投資や人材を呼び込む都市空間の形成 など



グランモール公園（横浜市）
歩道の透水性・保水性舗装，植樹樹



二子玉川ライズ（東京都世田谷区）
自然環境と調和したオフィス空間の形成



草津川跡地公園（滋賀県草津市）
琵琶湖と市街地を結ぶ緑軸として公園を整備

6. 都市公園について（出典：公園緑地マニュアル）

種類	種別	内容
街区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積 4 ha を標準として配置する。
	特定地区公園 (本市該当無)	都市計画区域外の一定の町村における生活環境改善を目的とする公園（カントリーパーク）で1箇所当たり面積 4 ha 以上を標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市 (本市該当無)	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1,000ha を標準として配置する。
国営公園 (本市該当無)		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、1箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に即し配置する。
	緩衝緑地 (本市該当無)	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

7. 盛岡市の都市公園

令和2年3月31日現在

※公園種別			盛岡市				
			都市計画決定		開設		備考
			箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
住区基幹公園			118	76.79	441	89.08	
	街区公園		104	24.59	427	44.51	
		幼児公園	－	－	277	9.58	
		児童公園	104	24.59	150	34.93	
	近隣公園		10	18.7	10	19.33	
	地区公園		4	33.5	4	25.24	
都市基幹公園			6	141.5	6	99.12	
	総合公園		5	118.3	5	73.71	
	運動公園		1	23.2	1	25.40	
特殊公園	風致公園		5	231.9	4	84.56	
大規模公園	広域公園			(311.6)		(83.40)	
			1	47.8	1	20.35	
公園合計			130	497.99	452	293.11	
都市緑地			9	2.93	23	12.75	
緑道			1	3.10	1	2.19	
緑地合計			10	6.03	24	14.94	
都市公園合計面積			140	504.02	476	308.05	
1人当たり都市公園面積 (㎡/人)		行政区域内	17.54		10.72		287,326人
		都市計画区域内	17.62		10.77		286,004人
墓園			1	64.4	1	39.80	市墓園条例
広場			1	0.6	1	0.60	盛岡駅西口広場
都市公園等合計面積			142	569.02	478	348.45	
1人当たり都市公園等面積 (㎡/人)		行政区域内	19.80		12.13		287,326人
		都市計画区域内	19.90		12.18		286,004人
		市街化区域内	5.20		5.13		245,841人